

第 14 期社会教育委員会議第 4 回定例会での検討内容

20150609 青少年課

1. テーマ設定の検討

前回案として出した「地域の教育力を高め、体験活動を通して青少年を育む」に関して、よりわかりやすいテーマ設定案を青少年課の若手職員で検討した。これらの案に関して委員による検討を経て決定していく。

*平成 26 年度より、青少年課の課内プロジェクトとして、事業の見直しを行う S G-up プロジェクトを立ち上げている。20 代から 30 代前半の職員による未来グループ、30 代中盤以降の中堅グループ、課長係長のグループに分けて実施し、昨年度は若手の未来グループでの自由な意見交換を中心に進めた。今年度は、未来グループ 7 名、中堅グループ 3 名、課長係長グループ 7 名で構成。

5 月 29 日に実施した未来グループでのテーマ設定の検討では、足立区子どもたちがどのように育っていけばいいのかを考えながら、分かりやすく、インパクトのあるテーマの検討を行った。

アイデアとして出されたものを各メンバーが 1 つ選んで候補とした。

●テーマ設定候補

- 「ゼネラリスト」から「スペシャリスト」へ
- あなたの「一番」って何ですか？
- Adachi ワクワク Challenge
- そうそう！想像（して）創造してみよう（Y0）！
- 私が変わる、足立が変わる
- 好奇心を（ぐんぐん×100 乗）育もう
-

*当日出されて選ばれなかったもの

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ・いっしょに「青春」を楽しもう！！ | ・体験・教育向上心 |
| ・自分の居場所はきっとたくさんある | ・体験・教育・向上心 |
| ・わくわくする毎日を | ・Imagination is no cost. |
| ・Let it go | ・サードブレイス |
| ・ずっと友だち | ・そうだ！創造してみよう！ |
| ・Let' s challenge | ・体験！Let' s Try! |
| ・ほーら、わくわくしてきてくださる？ | ・遊ぶ！楽しむ！Let' s Try! |
| ・君にも明日は来る | ・私が変われば足立が変わる |
| ・知っとく やっとく なっとく | ・変化に対応できる自分がそこにはある |
| ・わくわく はらはら どきどき | ・まなび、きずな、そうぞう～明日を生き抜くチャレンジ～ |
| ・挑戦しよう！やってみよう！君のどきどきを探してみよう！ | ・あだちで自由にチャレンジ・成長！ |
| ・地域ので、心豊かな子どもを育もう！ | ・どんどん体験 ぐんぐん育て！ |
| ・自分の可能性を見つけ出そう | ・「好き」を増やして未来をみつけよう |
| ・足立とともに、地域とともに | ・いつでもどこでも育ちあう足立に |

2. 地域の教育力の核となる組織、団体、制度の再構築に向けて

- A 子ども会等の地域団体とその組織の再構築
- B 青少年委員制度を時代に即した制度に見直す
- C 青少年対策地区委員会の組織のあり方と活動支援のあり方
- D 地域における新しい自主的な取り組みと既存の団体組織とのマッチング

A. 子ども会等の地域団体とその組織の再構築

①足立区少年団体連合協議会発足までの経緯

太平洋戦争終了後	区内各所で子ども会が誕生
昭和20年代後半	子ども会相互の連絡が活発化する。
昭和30年	子ども会連絡協議会発足
昭和41年	「子ども会育成地区推進委員会」が発足。 地域で子どもを育てるという考え方の元、全区での子ども会づくりを推進した。
昭和41年	「足立区少年団体連合協議会」が発足。

②足立区の子ども会組織の傾向

子ども会の種類としては以下のような様々な運営形態があるが、足立区では町会自治会の青少年部を子ども会としている場合が多い。

- 有志による子ども会
- 町会自治会に属するが独立した組織の子ども会
- 町会自治会の青少年部を子ども会としている組織
- P T Aを基盤とする子ども会
- 幼稚園や団体を基盤とする子ども会

③子ども会の課題

○子ども会と子ども会会員の減少

- ・子ども会数も会員数も年々減少傾向にある
- ・少子化ということがいわれているが、ここ数年の足立区の児童生徒数はそれほど減っていない
- ・子どもの減少よりも子どもや親の子ども会離れが減少の原因となっている
- ・子どもが子ども会に入らない理由としては、子どもが忙しくて地域の活動に参加できない、子どもが興味を持たない、といった子どもに起因するものもあるが、親が役員になるのが嫌でやめさせることや、親が地域の活動に関わりたくないという理由も強い
- ・親の意識を高めるための働きかけや、役員の負担を軽減するような仕組みづくりが必要

○単位子ども会活動の減少と地少協活動の比重増加

- ・単位子ども会での行事が特に小規模子ども会で困難になり、活動が減少
- ・単位子ども会の活動を補うような形で地域単位の連合組織である地少協活動が全体的に増加

④地区少年団体協議会（地少協）

足立区内の子ども会がお互いに協力し、情報交換ができるように作られた組織が「地区少年団体協議会（地少協）」。

現在、地少協は、概ね足立区中学校の学区域別に30団体（発足当時24団体）。

⑤足立区少年団体連合協議会（少連協）

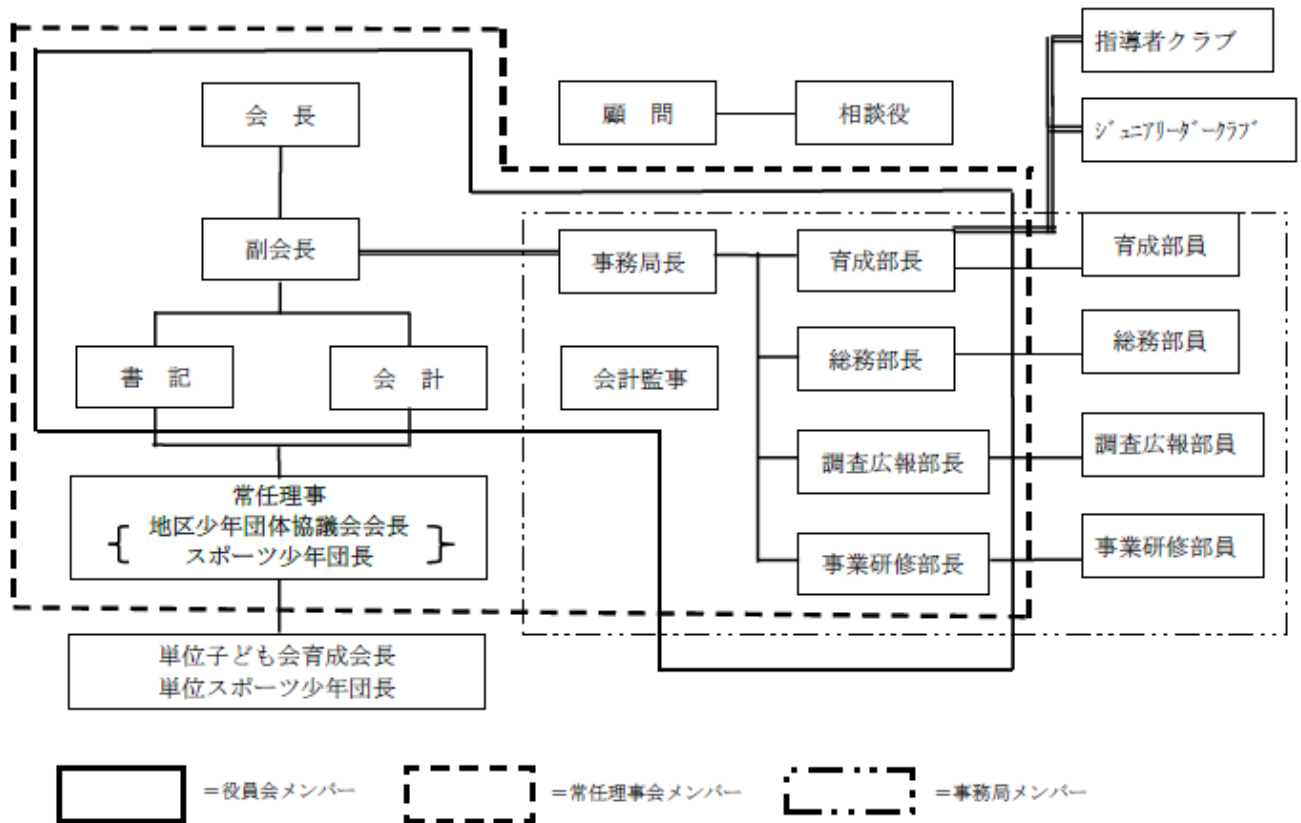
足立区少年団体連合協議会は、30の地少協とスポーツ少年団により組織され、各団体相互の連絡と協調を図ることで子ども会を始めとした区内の青少年団体活動の発展を目指している。

区内の青少年健全育成団体と連携して、地区少年団体協議会単位で「ジュニアリーダー研修会」と「育成会入門講座」を主催（ともに区内21会場で開催）、区教育委員会との共催で、「子ども会育成者セミナー」や「ジュニアリーダー研修会宿泊キャンプ」などの事業を行う。

少連協は、構成団体である地少協とスポーツ少年団の会長が常任理事として常任理事会を構成しており、重要な案件はこの常任理事会で決定される。役員は、会長以下、副会長が4名（1名は事務局長兼務）、会計3名、書記2名、事務局専門部の部長4名によって組織される。事務局は事務局長以下、総務、研修、育成、調査広報の4つの部があり、部長と各地少協から選出された事務局員により構成。

平成27年度より、ジュニアリーダーの育成と青年から成人の指導者の組織化を図るために、指導者クラブとジュニアリーダークラブをスタートさせた。

足立区少年団体連合協議会組織図



⑥子ども会組織の今後の方向性

○組織の自主性を高める

・少連協、地少協とも設立の経緯から、行政主導で動いてきた経緯があり、自主性を高める取り組みを進めているが、より自主的に動ける仕組みづくりが必要

○事務局体制の強化と法人化

・組織として自立するためにも、専従の事務局員を置き、NPO法人等の法人化を目指す

○事務所の確保

・事務局体制の強化のためにも、専用の事務所を確保する

○ジュニアリーダー、指導者組織の活動の定着

・新たにスタートしたジュニアリーダー、指導者組織の活動を定着させ、子ども会活動を活性化する

B 青少年委員制度を時代に即した制度に見直す

①青少年委員制度の始まりと変遷

- ◆昭和 22 年 戦後の新たな教育制度の開始とともに各地で子ども会活動が開始
- ◆昭和 26 年 青少年問題協議会と地区対 3 箇所設置（2 年後には全地域設置）

<青少年委員制度の始まり、青少年の直接的指導者の時代>

- ◆昭和 27 年 東京都社会教育委員会議が青少年教育振興のための指導者の充実などを助言
- ◆昭和 28 年 東京都青少年委員の設置及び報酬に関する条例が都議会で可決
青少年委員制度が発足し、都内で 265 名、足立区で 8 名が委嘱される（任期 1 年）
- ◆昭和 32 年 青少年委員連絡協議会発足（足立区の委員数 21 名）
- ◆昭和 34 年 足立区子ども会連絡協議会結成
- ◆昭和 36 年 唐沢山で少年キャンプ教室
- ◆昭和 37 年 第 1 回子ども交換会（小出町）（青少年委員会、体育指導委員会、体育協会）
- ◆昭和 40 年 青少年委員制度が東京都から区に移管される
子ども会育成地区推進委員会が発足し、中学校単位に子ども会作りを進める
- ◆昭和 41 年 新東京都青少年委員連絡協議会（新都連協）発足（足立区の吉田三郎氏が会長に）
足立区少年団体連絡協議会（少連協）発足
- ◆昭和 42 年 キャンプ実技講習会開始
- ◆昭和 44 年 都連協から東京都青少年委員会連合会に 少年、青年、調査広報の 3 部会を組織
- ◆昭和 45 年 青少年指導者一般研修会開始
- ◆昭和 46 年 青少年委員宿泊研修開始
- ◆昭和 47 年 青年団体が実施する「若人の祭典」を後援
- ◆昭和 50 年 子ども交換会中止

<青少年委員の新しいあり方への移行時代>

- ◆昭和 53 年 ブロック制を導入
- ◆昭和 54 年 国際児童年を契機に第 1 回子ども会リーダー宿泊研修会（那須甲子少年自然の家）
- ◆昭和 57 年 子ども会リーダー宿泊研修会終了、I Y Y（国際青年年）推進協議会発足
- ◆昭和 60 年 足立区青年まつり「Feet up '85」 少連協事務局設置
- ◆昭和 61 年 足立区青年団体連絡協議会発足 少連協と合同で子ども会調査を実施
- ◆昭和 62 年 世田谷区青少年委員との情報交換（プレイパークについて）
- ◆昭和 63 年 アドベンチャーキャンプ第 1 回（少連協と実行委員会を組織） いかだレース

<地域の総合的な青少年育成を先導する間接的指導者へ>

- ◆平成 7 年 学校施設管理運営委員会見直しで青少年委員が会長となる
- ◆平成 11 年 アドベンチャーキャンプ終了
- ◆平成 14 年 開かれた学校づくり協議会を全校設置 サタデースクール事業の開始
- ◆平成 15 年 青少年委員制度 50 周年
- ◆平成 16 年 中学校通学区域からも選出するようになる
- ◆平成 21 年 東京都青少年委員会連合会から足立区青少年委員会が脱退

②青少年委員の位置づけ、職務、地域活動

A) 位置づけ

- (a) 地域で自主的に活動する「有志指導者」

地域に生活する個人として、自らの自由意志に基づいて、青少年教育活動に尽力する

(b) 「非常勤公務員」の「委嘱指導者」

区の青少年委員に関する規則に基づいて教育委員会から委嘱される。有志指導者としての自主的な活動のほかに、各種関係機関・団体の連絡調整並びに教育委員会の教育行政の方針への協力といった活動を行う。地域と行政のパイプ役という表現が良く使われる

(c) 青少年の集団活動を促進する「間接指導者」

青少年の集団活動に対して、青少年自身に直接指導するのではなく、その集団の指導者や関係者に対して指導や支援を行う

イ) 職務

(a) 地域の連絡調整（コーディネーター機能）

- 地域における青少年活動を活性化するために、教育委員会や関係諸団体との連絡・調整を行う
- 地域の連絡調整を目的とした青少年対策地区委員会に参画し、中心的な役割を果たす
- 青少年に関わる地域課題に取り組む環境を整備する

(b) リーダー養成（トレーナー機能）

- 青少年の活動、青少年のための活動におけるリーダー養成を進める
- 活動のきっかけづくり、声かけ
- リーダー養成につながる情報を収集し提供する

(c) 青少年団体の相談・指導（アドバイザー機能）

- 青少年団体が活動するに当たって、組織や活動内容等について相談に応じ、助言指導を行う
- 相談・指導に関わる情報の収集や自己研鑽を図る

③青少年委員会活動

教育委員会から委嘱を受け、個々で活動する青少年委員が、相互の連絡調整や共同で活動に取り組むことで、活動の中や質をより高められるということで、青少年委員が自ら組織する会が青少年委員会。

ア) 組織

会長	副会長	専門部長（事業、研修、広報）	役員会で指名、定例会で承認
		ブロック部長	役員会で指名、定例会で承認
		ブロック長（13）	長はブロック内で互選
		会計・会計監事	役員会で指名、定例会で承認

イ) 会議

- ・役員会 毎月定例で開催、必要に応じて正副会長会を随時開催
- ・ブロック部会 毎月定例会を開催、必要に応じて随時開催
- ・定例会 青少年委員全員が集る会議として年間4回以上開催
- ・ブロック会 ブロックで決めて開催

ウ) ブロック活動

青少年委員の活動を進める上で、ブロック内の青少年委員同士の連携、ブロック内の青少年関係諸団体・組織との連携などが重要な役割を果たす。ブロック教育懇談会を開催。

エ) 専門部

昭和44年に専門部が設置されたときは、「少年教育」「青年教育」「調査広報」だったが、「研修」が増え、平成10年度から「事業」「研修」「広報」「厚生」となった。平成18年度から現在の形。

- 事業部：対外的事業及び親睦事業を担当
- 研修部：青少年委員研修を担当
- 広報部：青少年委員向け広報と対外的広報を担当

オ) 研修

青少年委員活動を進めるにあたって、必要な知識や技術を習得するために研修を行う

- 新任研修：新しく委員になった際に、青少年委員活動の基本を理解するために実施
- フォローアップ研修：新任研修の翌年に実施
- 全体研修：青少年委員として必要な事項を研修部で協議して研修を設定する

カ) 年中行事、記念日を大切にする取り組み

平成19年度から、豊かな心をはぐくみ、家族のふれあいを大切にするために「年中行事・記念日を大切にする取り組み」を推進している。

キ) 協力依頼に基づく活動

- 東京都青少年健全育成協力員：書店、コンビニ、ビデオ店等における指定図書類が適切に扱われているかを調査報告
- 雑誌・ビデオソフト・大人のおもちゃ等自動販売機、ゲームセンター・ビデオレンタル店の設置状況調査
- 成人の日の集いへの協力、あだちまつりへの参画、等

ク) 東京都青少年委員会連合会

各区市町村の青少年委員会が集って組織された会で、全体の活動の他に城東ブロックなどのブロック活動がある。平成21年度に足立区は退会。

④青少年委員制度の課題

- 社会の変化に応じた新たな役割を見出すことができていない
制度がスタートした頃は、青少年を直接組織化する指導者であることが求められたが、子ども会やその他の取り組みが進む中で、青少年委員の役割があいまいになっている。
委嘱する行政の側で明確に具体的な役割を提示できていない。
- 増え続ける依頼仕事
その一方で、青少年委員になることで様々な仕事が増えてくるため、青少年委員自身が自分は何を求められているのかが分からなくなってしまう状況が生み出されている。

⑤青少年委員の今後の方向

- 制度そのものを再構築することで、具体的な役割を持った仕組みを作る
例えば、開かれた学校づくり協議会の事務局を担う、開かれた学校づくり協議会事務局長として委嘱し、地域と学校が協働して子どもたちの育成を進める上での中心として活動を行う。

開かれた学校づくり協議会

平成14年度から全校に開かれた学校づくり協議会を設置

開かれた学校づくり協議会では、授業診断・学校評価を始めとした評価機能、土曜事業の実施や家庭教育部会の開設などの事業実施機能、安全ボランティアや学校支援ボランティアとしての連携協力などの支援機能などを果している。

開かれた学校づくり協議会は、学校と家庭、地域との連携・協働により、地域に根ざした特色ある学校づくり、学校支援の活動の充実、家庭の教育力と地域の教育力向上を目指している。

C 青少年対策地区委員会の組織のあり方と活動支援のあり方

① 青少年対策地区委員会設置の経緯と役割

昭和 30 年に東京都青少年問題協議会において、青少年施策の効果的推進のために、各地域の実情に応じた健全育成組織を作ることが提言された。

足立区においては、既に昭和 26 年に任意機関として青少年問題協議会が設置され、このとき区内 3 つの地域に地区委員会が設立され、その後 2 年以内には区内全ての地域に地区委員会が設置され、現在の 25 地区対が形成された。

当初、地区委員会は連絡調整機能中心で青少年問題協議会の下部組織に位置付けられていたが、昭和 36 年の東京都による「地区委員会設置基準および運営要綱」「地区委員会会則基準」によって、実施機能をも兼ね備えた自主的なものに変更され、今日のような青少年の健全育成を促進する体制となった。地区委員会の目的は、

- (1) 青少年問題協議会において調整された施策に協力する
- (2) 関係団体が施策を実施出来るよう連絡調整を図る
- (3) 地域の実情に応じた総合的な施策を実施すること

地区委員会の構成は、青少年委員を始めとする地域の健全育成団体から PTA や事業所の代表者と多岐に渡るが、その地域の実情に詳しい人達によって構成されるのが望ましいとされている。任期は 2 年。

拠点として区民事務所が事務局機能を担っている。エリアは地区町連のエリアが母体

具体的活動としては、青少年に有害と思われるもの、不健全図書等の自動販売機・ピンクビラ・ラブホテル等を調査して、よくない環境を地域の中でなくす、出来るだけ少なくするといった活動がある。また、より積極的に健全育成を推進する活動として、例えば地域に子ども会を作ろう、地域の人達が一緒になって参加できる行事を企画しようといった活動がある。

② 青少年対策地区委員会の課題

○青少年対策地区委員会としてのあるべき姿像を示すことができていない

長年の活動の継続の中で、それぞれの委員会が活動を継続しているが、青少年に関する地域団体の調整、継続的な環境浄化活動などを積極的に取り組む例は少なく、行事活動が主体となっている。

青少年課では補助金の支出はしても、あり方の提示や活動内容の精査などができておらず、事務局としての区民事務所毎の運営に任せているのみとなっている。

○組織ごとのエリアの違いによる活動の難しさが解消できていない

青少年対策地区委員会は 25 地区、地区少年団体協議会は 30 地区（休止を含むと 31 地区）、小学校 PTA は 13 ブロック、中学校 PTA は 6 ブロック、青少年委員会は 13 ブロックと、組織ごとにエリアが異なっており、活動の難しさが生じている。問題にされながらも解消の取り組みができていない。

③ 青少年対策地区委員会の今後の方向

○地域の青少年に関する組織、団体の調整機関であることを中心にすえる

○行事活動を精査し、その委員会ならではの取り組みに限定する

○組織として自立できる財源を確立する

○エリアの違いを解消して、組織間の連携をしやすいとする

○区全体の委員研修の仕組みを作り、受講を義務化する

D 地域における新しい自主的な取り組みと既存の団体組織とのマッチング

① 地域における青少年のための様々な取り組み

これまで、教育委員会では、行政が直接関わっている組織以外の活動に関する情報をほとんど把握してきていない。

しかし、実際には、これまでも多くの団体が地域において青少年の育成のための活動を行ってきている。それらの団体に関して、例えば事業に対する教育委員会の後援申請が出されて、団体の存在や活動の内容について確認することはあっても、特にそれ以上のつながりを持つことはなかった。

また、近年では、「子育て」「地域のつながり」「子ども支援」「防犯」などで、様々な団体が子どもに関わる活動を進めている。例えば、足立区 NPO 活動支援センターが開設している「あだち協働パートナーサイト」のホームページでは、「こども」をキーワードとした団体紹介において、49の住区センターを除いて43の団体が掲載されている。そして、住区センターを除いた43の団体の中には、子ども会や青少年対策地区委員会などの教育委員会とともに青少年の育成に関わってきた団体は含まれていない。

② 「青少年」「こども」をキーワードとしたゆるやかなネットワークづくりを目指して

○ 「青少年」「こども」に関わる活動をしている組織、団体、グループも情報収集を行う

○ 「青少年」「こども」に関わる活動をしている組織、団体、グループが交流し、情報交換、課題の共有化、連携の可能性を探ることができるゆるやかなネットワークづくりを行う。(新たな連合組織を作るという形ではなく、あくまで必要に応じて関係づくりができる関係を目指す)